（１－７）

（元請用）

案　件　名：　照明設備LED化工事（第二期）

**誓　約　書**

私は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「研究所」という。）が大阪府暴力団排除条例及び大阪市暴力団排除条例の趣旨に則り、地方独立行政法人大阪産業技術研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領（以下「要領」という。）に基づき、研究所が発注する工事等（以下「研究所発注工事等」という。）により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

一　私は、研究所発注工事等を受注するに際して、大阪府暴力団排除条例施行規則第３条各号及び大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

二　私は、研究所から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

三　私は、本誓約書及び役員名簿等が研究所から大阪府及び大阪市並びに大阪府警察本部に提供されることに同意します。

四　私が要領第２（１）に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を研究所に提出します。

五　私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると研究所が大阪府及び大阪市並びに大阪府警察本部から通報を受け、又は研究所の調査により判明し、研究所から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

地方独立行政法人大阪産業技術研究所　理事長　様

令和　　年　　月　　日

・所在地

・事業者名

・代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（契約書に押印する印鑑と同一印）

・代表者の生年月日　　　　　　　　　　年　　月　　日

**（参考）**

**地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札参加停止要綱（抜粋）**

|  |
| --- |
| 第５条　入札参加資格者が、設置団体から入札参加停止の措置又は入札参加除外の措置を受けた場合は、当該措置を研究所にも適用するものとする。 |

**地方独立行政法人大阪産業技術研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領（抜粋）**

|  |
| --- |
| ３　随意契約からの排除  　　経理責任者は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。  (1) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則に規定する入札参加除外者  (2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外者  (3) 入札参加資格の有無にかかわらず、設置団体又は大阪府警察本部から暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る事業者  ５　誓約書の徴収等  　　経理責任者は、法人発注工事等の相手方に対し、当該法人発注工事等の相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書をそれぞれから徴収し、法人に提出するよう求めるものとする。ただし、地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第２７条の規定により契約書の作成を省略する場合は、この限りではない。  　　なお、当該誓約書の提出がない場合、経理責任者はその相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。 |

**大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）**

|  |
| --- |
| 第３条　条例第２条第４号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。  (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者  (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者  (3)　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者  (4)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者  (5)　事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第１号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの  ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）  イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者  ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者  エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者  (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第２条第５号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者 |